

小規模多機能ふれあい協同運営規程

事業所 : 広島医療生活協同組合
小規模多機能ふれあい協同

第1条 事業の目的

この規程は、広島医療生活協同組合が設置運営する指定地域密着型サービスに該当する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所、小規模多機能ふれあい協同（以下事業所という）の適切な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して適切なサービスを提供することを目的とします。

第2条 基本方針

要介護者等が可能な限り、自宅においてその人らしい暮らしが実現できるよう、家庭的な環境と地域住民の協力の下、通い・訪問・泊りのサービスを柔軟に組み合わせて、必要な日常生活上の援助を行います。また要介護者等の家族の身体および精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

第3条 運営方針

提供するサービスは、利用者1人ひとりの人権を尊重し、家庭的な環境のもとその人がその人らしく日常生活を送ることができるようサービスを提供します。

- 2 当該事業所において提供するサービスは介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容にそったものとします。
- 3 利用者が住み慣れた地域で生活を維持できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加をはかりつつ利用者の心身の状況や希望、その置かれている環境を踏まえて、サービスを提供します。
- 4 運営にあたり地域住民との連携及び協力を行い地域との交流を図りながら、積極的に地域住民の意見を取り入れます。
- 5 居宅サービス事業者や保健医療機関との連携を図りながらサービスを提供します。その際に、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することがないように公平中立に行います。
- 6 サービス提供にあたっては丁寧に行うこととし、利用者または家族に対し、わかりやすく説明を行います。

第4条 事業所の名称等

事業所の名称、住所地等は以下の通りとする

- (1) 事業所の名称 小規模多機能ふれあい協同
- (2) 事業所の所在地 広島市安佐南区西原九丁目8番22号
- (3) 電話番号 082-555-5188
- (4) F A X 082-555-4133

第5条 従業者の職種、員数及び職務の内容

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は以下の通りとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤)
事業所を代表し従業者の管理及び業務の実施状況の把握等管理を一元的に行います。
ただし業務に支障がない限り、当事業所内の他の業務との兼務が出来るものとする。
- (2) 介護支援専門員 1人 (常勤)
(介護予防) 小規模多機能居宅介護計画作成及び、日常の相談業務、関係機関との連携を行います。
ただし業務に支障がない限り、当事業所内の他の業務との兼務が出来るものとする。
- (3) 看護職員 1人以上 (常勤)
利用者に対し適切な看護や介護を行います。必要に応じて、かかりつけ医等の関係医療機関との連携を行います。
- (4) 介護職員 8人以上 (常勤・常勤兼務・非常勤)
サービス提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対する的確な介助を行います。
ただし、業務の状況により増員できるものとする。

第6条 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は以下の通りとする。

- (1) 営業時間 24時間 365日
- (2) サービス時間
 - ①通いサービス 9:00～15:30
 - ②訪問サービス 必要に応じて随時
 - ③宿泊サービス 15:30～9:00

* 緊急時及び必要時には柔軟にそれぞれのサービスを提供します。

第7条 利用定員

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は以下の通りとする。

- （1）当事業所における登録定員は29人とします。
- （2）1日に通いサービスを提供する定員は15人とします。

第8条 提供するサービス

（1）～（3）のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者及び家族等と協議の上、（介護予防）小規模多機能居宅介護計画に定めます。

（1）通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常の支援や機能訓練を提供します。

①食事

食事の提供及び食事の介助を行います。

②入浴または清拭を行います。

衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

利用者の状況に応じて、適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

⑤健康チェック

血圧測定等利用者の全身状況の把握を行います。

⑥送迎サービス

契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

（2）訪問サービス

①利用者の自宅に訪問し食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要なサービスを提供します。

②訪問サービスの提供にあたって必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は自宅の物を使用します。

（3）宿泊サービス

当事業所内に宿泊し、食事・入浴・排泄等の日常生活上の援助や機能訓練を行います。

(4) 相談・助言

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行を行います。

第9条 居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能居宅介護計画の決定及び変更

事業所の管理者（以下、「管理者」という）は事業所の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という）に利用者の居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。

- 2 介護支援専門員は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した（介護予防）小規模多機能居宅介護計画を作成します。その際、地域における活動への参加の機会を提供することで利用者の多様な活動の確保に努めます。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能居宅介護計画について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で、決定するものとし、作成します。作成後においても、利用者の心身の状況、環境等の変化に伴い目標やサービス内容を変更する必要がある場合、もしくは利用者、家族からの要請に応じて、居宅サービス計画、小規模多機能居宅介護計画を変更するものとしします。
- 4 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合には速やかに医療系サービス等関係事業者に連絡する等必要な援助を行います。
- 5 事業者は居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能居宅介護計画を作成、変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとしします。

第10条 利用料等

（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表の通りとします。

2 利用料金の支払い方法

- (1) 費用は1ヶ月毎に計算し次のいずれかの方法により翌月26日までにお支払下さい。

①ゆうちょ銀行自動引落とし（事前に申し込みが必要です）

②事業所での現金

③銀行振り込み 銀行 もみじ銀行 支店 古市支店

普通 3 0 5 6 2 3 2

名前 広島医療生活協同組合

3 利用料金の変更

- (1) サービス利用料金について、制度改訂等による給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとし、事業者は利用者に説明します。

4 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定の前に契約者の都合により（介護予防）小規模多機能居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則として、サービス実施日の前日までに事業者に出して下さい。
- (2) 介護保険の対象となる費用については、利用料は1ヶ月毎の包括費用（定額）の為にサービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料の変更はされません。ただし介護保険の対象外となる費用については利用の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料（当日の食事代金）をお支払いただく場合があります。ただし、利用者体調不良等、正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- (3) 事業者は、サービス利用の変更、追加の申し出に対して事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、利用者及びその家族と協議の上調整するものとします。

第11条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は安佐南区（沼田町、大塚東、大塚西、伴東、伴西、伴中央、伴南、伴北を除く）とする。

第12条 サービス提供記録の保管について

当事業所は、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居型介護の提供する記録書類を整備し、その完結の日から5年間保管します。

- 2 利用者及びその家族は、前項の初期記録の閲覧及び複写を求めることができます。

第13条 秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 あらかじめ文章（別紙個人情報使用同意書）により利用者の同意を得た場合、前項の規程に関わらず一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第14条 身体拘束の禁止

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、当利用者又はほかの利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束）を行いません。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の要件及び対応は以下の通りとします。

（1）「緊急やむを得ない」3要件をみたしているか事業所全体で厳密に検討する。

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

（2）実施にあたっての留意点

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、「緊急やむを得ない」3要件のすべてを満たしているかどうかについて確認を行います。そして拘束による身体の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う判断をした場合は、身体拘束のないよう、目的、理由、時間帯、期間等を検討し、本人、家族に対する同意書を作成します。また早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行います。

②本人、家族への説明

心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由、身体拘束の内容、目的、時間帯、期間、改善に向けた取り組み方法等を詳細に説明し同意を得るよう努めます。又、身体拘束同意期限を超え、なお拘

束を必要とする場合については、事前に本人・家族と締結した内容と方向性及び利用者の状態把握等を確認、説明し同意を得た上で実施します。

③記録と再検討

身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその態様及び時間、日々の心身の状態観察、やむを得なかった理由等を記録します。身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討します。記録は5年間保存します。

第15条 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため以下のことを行います。

- (1) 虐待を防止するための職員の研修
- (2) その他の虐待防止のための必要な措置
- (3) 事業所は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

第16条 緊急の対応

当事業所はサービス提供時の事故発生や利用者の体調悪化等の緊急時において、利用者、家族及び主治医又は協力医療機関に利用者の状態を連絡します。

第17条 協力医療機関

当事業所では各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携を行います。

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 事業所名 | 広島医療生活協同組合 広島共立病院 |
| 所在地 | 広島市安佐南区中須二丁目20番20号 |
| 電話番号 | 082-879-1111 |
| (2) 事業所名 | 広島医療生活協同組合 コープ共立歯科医院 |
| 所在地 | 広島市安佐南区中須二丁目20-39 |
| 電話番号 | 082-530-5381 |

第18条 非常災害対策

非常火災時には、別途定める消防計画に沿って対応を行います。
また避難訓練を年2回行います。

第19条 苦情対応

事業所に関するご相談・苦情を承ります。迅速かつ適切に対応する為に窓口を設けます。苦情は常設の窓口で受け付け、医療生協クレーム対応マニュアルに沿って対応します。苦情を受けた場合、内容を記録し、市町村等の照会に応じます。お急ぎの場合、担当者が不在の場合でも他の職員がお話を伺います。

窓口相談連絡先 : 管理者 堀川 究
(電話) 082-555-5188 (FAX) 082-555-4133

- 2 利用者又はその家族は、提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に何らかの苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提出された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。

広島県国民健康保険団体連合会 (電話) 082-554-0783
安佐南区福祉課高齢介護係 (電話) 082-831-4943
広島市介護保険課 (電話) 082-504-2183

- 3 事業所は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

第20条 事故発生時の対応

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、利用者や家族と連絡を密に取り、内容、状況を速やかに把握します。また原因を解明し再発防止の対策を利用者や家族に説明、提案し対策を講じます（所定の用紙を備え付けています）。ただし、事故の内容によっては市町村担当課へ報告することがあります。

第21条 損害賠償

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護にあたって利用者の生命・

身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

加入損害保険

民医連医療・介護保険制度

第22条 運営推進会議の設置

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護が地域に密着し開かれたものにするために、サービス提供状況の定期報告、その内容についての評価、助言、要望を受けるために下記の通り運営推進会議を設置しています。

- （１）構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表、地域包括支援センター職員、（介護予防）小規模多機能型居宅介護について知見を有するもの
- （２）開催：隔月
- （３）会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

第23条 サービス利用にあたっての留意点

初回サービス利用の際、又は要介護度が変更となった場合、介護保険被保険者証を提示してください。

第24条 その他運営に関する重要事項

職員の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設けます。

- （１）採用時研修 採用１ヶ月以内
 - （２）定期研修
- 2 職員等は利用者の居宅を訪問時、所属を証明する所属証明書を発行し、利用者又は家族から求められたときにはこれを提示します。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には利用時、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ得ておくものとします。

附則 この規程は平成28年12月1日から施行します。
この規程は平成29年 3月1日から施行します。
この規程は平成30年 4月1日から施行します。
この規程は令和 元年6月1日から施行します。
この規程は令和3年4月1日から施行します。

この規程は令和 4 年 12 月 1 日から施行します。
この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行します。